

# 藤沢市立村岡小学校 明るい笑顔のための基本方針

藤沢市立村岡小学校 いじめ防止対策基本方針 2023, 12改定

## 1, いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、当該行為の対象になった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

## 2, いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての児童が「いじめをしない、いじめを放置しない」ことを基本姿勢として、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々とかわり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

### (2) いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない」ということを児童に周知徹底します

### (3) 学校および職員の責務

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組む事ができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 3, いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ①道徳教育、人権教育、異学年交流など、児童が他を思いやることができる心を育むための教育の充実を図ります。
- ②児童の主体的・自主的な活動を推進することを通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めます。
- ③地域との交流活動や学校行事等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめのメカニズムや特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤教職員が児童と信頼関係を作り上げていくために、教育相談の考え方や態度を身につけるとともに、児童の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。

⑥特に配慮が必要な児童(注1)に関わるいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援をおこなうとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。  
(注1)発達障がいを含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童等。

⑦いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業作りを進めていくこと、学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。

## (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ①児童からのいじめのサインを見逃さないために、教職員は日ごろから児童をしっかりと観察し、気がついたことはどんなに小さな事でも積極的に情報交換をします。
- ②休み時間等も含め、児童支援担当教諭等を中心に校内を適宜巡回しいじめの早期発見に努めます。
- ③年間を通して児童が教員と面談ができる時間を計画的に確保し、児童理解に努め、信頼関係を深めるとともに、いじめやそのサインを発見します。
- ④「安心して過ごせる学級づくり」を目指し、授業改善と学習規律の徹底に努めます。
- ⑤いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査(学校生活アンケート)を年3回(5月、9月、1月)実施します。
- ⑥児童および保護者がいじめに関わる相談を全ての職員に行うことができるよう相談体制を整えます。次のような形でご相談下さい。
  - ・担任にご連絡ください
  - ・児童支援担当や養護教諭、スクールカウンセラーにご連絡くださいまた学校以外の相談窓口として  
「藤沢市こども相談フォーム」、「藤沢市いじめ相談ホットライン」、「藤沢市いじめ相談メール」  
「24時間こどもSOSダイヤル」等もご利用いただけます
- ⑦1回いじめについての研修会を開催し、教職員のいじめ防止に関する資質、人権を尊重する意識態度の向上を図ります。
- ⑧保護者や地域の方がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談できるよう関係強化に努めます。

## (3) いじめの早期解決及び再発防止に関する取り組み(組織的な対応)

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為があった場合はすぐにその行為をやめさせます。
- ②いじめにかかわる相談を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を緊急開催し、事実の有無を確認します。
- ③いじめを受けた児童に対しては、学校が徹底していじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、支援を継続的に行います。いじめを受けた児童が安心して学習するために必要な措置を講じるとともに、継続的な見守りと安全確保を保証し、心のケアに努めます。

- ④いじめを行った児童に対しては、いじめは人権侵害であり、いじめを行った人にとっては些細に思えることでも、いじめられた人には取り返しのつかないほど心に大きな傷を負わせてしまう危険もある行為であり、決して許されないことを、適切かつ毅然と指導し自覚させます。また、いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童の学習権に十分配慮した上で、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ⑤はやしたてたり、同調したりしているような児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。
- ⑥いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる行動がとれるよう指導します。
- ⑦いじめの事案に関わる情報は、適切に記録し、関係保護者と共有します。
- ⑧いじめを受けた児童の保護者に対して、学校はいじめ発生に対して謝罪し、いじめ問題対策委員会は把握した事実関係について報告するとともに、指導方針や対応策について説明・相談し、綿密な連携を図ります。
- ⑨いじめを行った児童の保護者に対して、いじめ問題対策委員会は、把握した事実関係に加え、いじめを行った児童の心理的要因や背景についても報告します。学校は、いじめを行った児童に対する指導経過を報告するとともに再発防止といじめを行った児童のやり直しに向けて、保護者に相談し、連携を図ります。
- ⑩犯罪行為として扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処します。
- ⑪いじめが解消(注2)している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- (注2) いじめの解消とは、相当の期間(少なくとも3ヶ月以上)継続していじめに関わる行為が止んでいる、被害児童が心身の苦痛を感じていないこととする。

#### (4) インターネット上のいじめ防止への取り組み

インターネット上のいじめを防止するためにも、児童及び保護者に情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うとともに、職員研修にも努めます。

## 4. いじめ事案への対処

### (1) 「村岡小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、月1回及び必要に応じて開催します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の職員による状況の判断をします。また、この組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であるとともに、児童・保護者から相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

## (2) 「いじめ問題対策委員会」の構成

(定例、随時開催) 校長、教頭、児童支援担当教諭(教育相談コーディネーター)、養護教諭、担任

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を要請することがあります。

## (3) 活動内容

- ①いじめ防止等の基本方針・年間計画の作成・取り組み内容の検討・実行・検証・修正
- ②児童や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報を収集、記録、共有
- ④いじめの疑いのある情報があった場合の会議の開催、いじめであるか否かの判断
- ⑤関係する児童への事実関係の聴取、アンケート調査等、関連する情報の迅速な収集と記録
- ⑥いじめを受けた児童の保護や支援、対応方針の決定、保護者との連携
- ⑦いじめを行った児童に対する指導、支援、対応方針の決定、保護者との連携
- ⑧他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取り組みの中核的な役割
- ⑨学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態発生の報告

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会に報告します。

### (2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

### (3) いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。